

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県福祉サービス利用支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県福祉サービス利用支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、<u>社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「補助事業者」という。)</u>が行う次に掲げる事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1) <u>日常生活自立支援事業</u></p> <p><u>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業。</u></p> <p>(2) <u>運営適正化委員会設置運営事業</u></p> <p><u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条及び「運営適正化委員会等の設置要綱について」(平成12年6月7日社援第1353号本職通知)並びに「運営適正化委員会における福祉サービスにおける苦情解決事業について」(平成12年6月7日社援第1354号本職通知)に基づき設置運営される運営適正化委員会において、運営監視合議体・苦情解決合議体の設置及び広報・啓発活動等を行うための体制整備を図り、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を行う事業。</u></p> <p>(補助基準額及び補助対象経費)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助基準額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとし、補</p>	<p style="text-align: center;">高知県福祉サービス利用支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県福祉サービス利用支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」のうち別添11「日常生活自立支援事業実施要領」及び別添12「運営適正化委員会設置運営事業実施要領」、平成12年6月7日付け社援第1353号厚生省社会・援護局長通知の別紙「運営適正化委員会等の設置要綱」並びに平成12年6月7日付け社援第1354号厚生省社会・援護局長通知の別紙「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「補助事業者」という。)が行う次に掲げる事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1) <u>日常生活自立支援事業</u></p> <p>(2) <u>運営適正化委員会設置運営事業</u></p> <p>(補助基準額及び補助対象経費)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助基準額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとし、補</p>

助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業費に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（補助金等交付申請書）

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業の内容を変更する場合若しくは補助事業に要する補助対象経費の各区分間の配分の変更（区分の配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （3） 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- （4） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （5） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （6） 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当

助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業費に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（補助金等交付申請書）

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業の内容を変更する場合若しくは補助事業に要する補助対象経費の各区分間の配分の変更（区分の配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （3） 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- （4） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （5） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （6） 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当

該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (7) 補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (8) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (9) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（概算払）

第6条 知事は、補助事業を遂行するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (7) 補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (8) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (9) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（概算払）

第6条 知事は、補助事業を遂行するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(2) 高知県社会福祉協議会又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年2月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで及び第8号並びに第8条の規定については、同日以降もなおその効力を有するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年3月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成17年9月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年8月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月8日から施行し、同年4月1日

(2) 高知県社会福祉協議会又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年2月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで及び第8号並びに第8条の規定については、同日以降もなおその効力を有するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年3月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成17年9月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年8月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月8日から施行し、同年4月1日

から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 5 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

1 日常生活自立支援事業

補助基準額	補助対象経費
知事が別に定める額	補助事業を行うために必要な次の経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金にあっては、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、 <u>燃料費</u> 、印刷製本費及び修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、 <u>保険料及び手数料</u> ）、 <u>委託料</u> 、 <u>備品購入費</u> （単価 30 万円以上の備品を除く。） <u>並びに助成金</u>

2 運営適正化委員会設置運営事業

補助基準額	補助対象経費
知事が別に定める額	補助事業を行うために必要な次の経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費及び手数料）並びに備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）

から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 5 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

1 日常生活自立支援事業

補助基準額	補助対象経費
知事が別に定める額	補助事業を行うために必要な次の経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金にあっては、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費及び手数料）、 <u>委託料並びに備品購入費</u> （単価 30 万円以上の備品を除く。）

2 運営適正化委員会設置運営事業

補助基準額	補助対象経費
知事が別に定める額	補助事業を行うために必要な次の経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費及び手数料）並びに備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）

別表第2（第5条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2（第5条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。